

○健康保険被保険者資格取得に関する疑義解釈について

(昭和二六年一一月一二日)

(二六保第一六七八号)

(厚生省保険局健康保険課長あて福岡県民生部保険課長照会)

今般別紙写の如き照会を受けましたが、当課としては明かに非合法的行為と判断致しますが、此れに対する法的根拠がないため回答に困却致して居ります。つきましては、此れに対する貴局の御指示を仰ぎたく御伺い致します。

(別紙)

拝啓 御多忙中を洵に恐縮に存じますがお伺い致します。医療費全額自己支弁の結果患者が健康保険組合の資格をとり、その医療費を健康保険に請求し、且つ、後日厚生年金等を受給する目的で父兄親戚等の経営する事業所に実際上勤務せずして便宜上職員となり組合員証としての掛金等をなし資格条件を附け、組合員証の交付を受けて、その組合員証により、治療入院等をした場合の行為は果して合法的でありましょうか、違法又は脱法行為となりましょうか、右何卒御回答賜り度く御願い申上げます。

昭和二十六年十月三十一日

下 田 一 雄

福岡県民生部保険課御中

(昭和二六年一二月三日 保文発第五二五五号)

(福岡県民生部保険課長あて 厚生省保険局健康保険課長)

(回答)

昭和二十六年十一月十二日付二六保第一、六七八号をもって伺い出につなった標記の件につき、左のとおりお答えする。

健康保険及び厚生年金保険において、被保険者となる者は、法定の事業所に使用せられる者であるが、実際には労務を提供せず、従つて、労務の対償として報酬の支払を受けない場合には、実質上の使用関係がないものであるから、これにも拘らず、偽つて資格を取得し保険給付を受けた場合には違法行為として、その資格を取り消し、それまで受けた保険給付に要した費用は、これを返還せしめるよう取り扱われたい。なお、使用関係を偽つて報告した場合には、健康保険法第八十八条第一号及び厚生年金保険法第六十七条第一号の規定の適用も考慮されるから、念のため申し添える。